

	<h1>阪神水道企業団公報</h1>	令和7年8月15日(金)
		第394号
		毎月15日発行

目 次

◇訓 令◇

- 阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程

◇告 示◇

- 令和7年第1回阪神水道企業団議会臨時会の招集
- 令和6年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越報告
- 阪神水道企業団監査委員の選任
- 個別外部監査契約の締結

◇訓 令◇

訓令第6号

府中一般
各 所

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年8月5日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条の2 職員が次に掲げる事由により勤務することができない場合において、やむを得ないと認めるときは、それぞれ規定の範囲内において特別休暇を与えることができる。ただし、企業長は必要と認めるときは、その事実を証明する書類を提出させることができる。</p> <p>(1)～(9) 省略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条の2 職員が次に掲げる事由により勤務することができない場合において、やむを得ないと認めるときは、それぞれ規定の範囲内において特別休暇を与えることができる。ただし、企業長は必要と認めるときは、その事実を証明する書類を提出させることができる。</p> <p>(1)～(9) 省略</p>

(10) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかつたその子の世話をを行うこと、その子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして次に掲げる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合

1 年度につき 5 日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあつては、10 日）の範囲内で必要と認める期間

ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止

イ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又はアに掲げる事由に準ずるもの

(11)～(15) 省略

(10) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかつたその子の世話をを行うこと又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合

1 年度につき 5 日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあつては、10 日）の範囲内で必要と認める期間

(11)～(15) 省略

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規程は、令和7年8月5日から施行する。

◇告 示◇

阪神水道企業団告示第18号

令和7年第1回阪神水道企業団議会臨時会を令和7年8月7日阪神水道企業団議会議場に招集する。

令和7年7月31日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄
記

付議事件

- 正副議長の選挙
- 議会運営委員会委員の選任について
- 令和6年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越報告について
- 監査委員選任について
- 個別外部監査契約の締結について
- 閉会中の継続審査について

阪神水道企業団告示第19号

令和7年第1回阪神水道企業団議会臨時会において報告された令和6年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越報告については、次のとおりである。

令和7年8月7日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額									
款項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財原内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰入賃貸の購入限度額の購入限度額	説明	
建設改良費の支出	原水施設整備事業	円 853,222,000	円 613,635,550	円 230,278,000	企業債 円 0	国庫補助金 円 0	損益勘定留保資金 円 230,278,000	円 9,308,450	工程の見直し等
	浄水施設整備事業	円 2,155,308,000	円 1,369,036,910	円 319,785,000	企業債 円 0	国庫補助金 円 0	損益勘定留保資金 円 319,785,000	円 466,486,090	工程の見直し等
	配水施設整備事業	円 5,883,859,000	円 4,428,308,644	円 1,386,474,000	企業債 円 465,000,000	国庫補助金 円 116,160,000	損益勘定留保資金 円 805,314,000	円 69,076,356	工程の見直し等
	営業施設整備事業	円 762,469,000	円 664,688,200	円 52,800,000	企業債 円 0	国庫補助金 円 0	損益勘定留保資金 円 52,800,000	円 44,980,800	工程の見直し
	計	円 9,654,858,000	円 7,075,669,304	円 1,989,337,000	企業債 円 465,000,000	国庫補助金 円 116,160,000	損益勘定留保資金 円 1,408,177,000	円 589,851,696	0

阪神水道企業団告示第20号

下記の者を、阪神水道企業団監査委員に選任した。

令和7年8月7日

阪神水道企業団

企業長 吉田 延雄

記

伊藤めぐみ

田中あきよ

阪神水道企業団告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の41第4項において準用する同法第252条の39第9項の規定に基づき、次のとおり個別外部監査契約を締結したので告示する。

令和7年8月12日

阪神水道企業団

企業長 吉田 延雄

1 監査する事項

当企業団の設計積算方法及び入札契約制度に関する事項

2 契約の相手先

(1) 氏名 横田 慎一

(2) 住所 大阪市鶴見区横堤1丁目12番13-207号

3 契約の期間

令和7年8月8日（金）から令和8年3月31日（火）まで

4 監査に要する費用の算定方法

12,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度として、契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費を合算とした額

5 監査に要する費用の支払方法

業務終了後、阪神水道企業団契約規程に基づく検査を経て、相手方から適法な請求書を受理した日から起算して、30日以内に一括で支払う。